

前回指摘事項に対する考え方について

1 計画段階配慮書手続について

項 目	前回部会における指摘事項	事務局の考え方
(1)ゼロ・オプションについて	<p>計画段階配慮書手続における複数案の設定において、環境影響評価法に基づく基本的事項と同様に、「事業を実施しない案（ゼロ・オプション）を含めるよう努める」旨の規定を環境影響評価指針に盛り込むべきである。</p>	<p>現在パブリック・コメントが行われている改正主務省令（案）の概要では、廃棄物最終処分場などの事業については、代替事業により事業の目的が達成される等、ゼロ・オプションの検討が現実的である場合には複数案に含めるよう努める旨の記載がされているが、発電所については、ゼロ・オプションに係る記述がない。</p> <p>また、国の計画段階配慮技術手法に関する検討会（第2回）の資料(参考資料2)p2-8では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゼロ・オプションには、事業を実施しない案を選択肢に含む「複数案の一つ」としての考え方と、必ずしも選択肢の一つとはせず、評価に当たっての「比較対象」、すなわち現状や現状推移結果であるBAU (Business As Usual) とする考え方がありうる。 ・他の施策等による方法では事業目的が達成できない等の場合には複数案の一つにゼロ・オプションを位置づけることは現実的ではない。 ・事業者が自ら提供できないような施策は、必ずしも現実

項 目	前回部会における指摘事項	事務局の考え方
		<p>的とはいえない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法の対象事業以外の施策を複数案に含むような場合には、これらの施策はゼロ・オプションの一種とみなすことができる。 <p>とされている。</p> <p>複数案における「事業を実施しない案（ゼロ・オプション）」の設定に係る規定については、上述の国における議論を踏まえて検討いただきたい。</p>
(2)「生態系」の調査、予測及び評価の手法について	<p>計画段階配慮書の段階における「生態系」の環境影響評価においては、広域的な視点が重要であり、事業の実施により、地域の生態系ネットワークにどのような影響を及ぼすか評価できる仕組みが必要である。</p>	<p>生態系については、計画段階配慮書では、国の基本的事項等と同様に簡便な手法として、重要な自然環境のまとまりを場として把握しこれらに対する影響の程度を把握することとしている。したがって、配慮書対象事業実施想定区域及びその周辺において広域的な視点から重要な自然環境のまとまりを把握し、生態系への影響を評価していく。</p> <p>なお、愛知県では、代償ミティゲーションの仕組み作りの中で、生態系ネットワークに係る評価についても専門家に意見を聴きながら検討しており、今後、ある程度の実績を積み重ねた段階で、環境影響評価の評価手法とすることについて検討したい。</p>

項 目	前回部会における指摘事項	事務局の考え方
(3) 複数の立案の段階における意見聴取について	資料4の「意見聴取」の項において、計画の立案の段階ごとに一般の環境の保全の見地からの意見を求める旨の記載がある一方、配慮書の案又は配慮書について意見を求める旨の記載があるが、両者の関係がわかりにくい。	<p>事業の計画の立案段階においては、例えば、事業の位置に係る複数案について比較検討し、位置を決定した後に、配置に係る複数案について比較検討する場合など複数の段階が考えられるが、こうした段階において配慮書の案又は配慮書を作成し、意見を聴取するという趣旨である。</p> <p>計画の立案の段階ごとの意見聴取は、立案段階の設定の仕方と配慮書の案・配慮書の組合せにより、様々なケースが想定される。</p>
(4) インターネットによる意見聴取の公表について	一般からの意見を求める旨の公表の具体的方法について、資料4では、インターネットによる方法が挙げられていないが、官報又は愛知県公報などへの掲載に加えて、インターネットによる公表（事業者のウェブサイトへの掲載）を規定してもよいのではないか。	配慮書の案又は配慮書について一般からの意見を求める旨のインターネットによる公表については、今後、改正主務省令を参考に検討することとしたい。

2 環境アセスメント全般について

項 目	前回部会における指摘事項	事務局の考え方
(5) 生物多様性 オフセットについて	愛知県のエコ・システムアプローチ検討会において、代償ミティゲーション（生物多様性オフセット）について検討しており、その結果を環境影響評価指針に反映してはどうか。	愛知県では、代償ミティゲーションの仕組み作りについて専門家に意見を聴きながら検討しており、今後、ある程度の実績を積み重ねた段階で、環境影響評価の評価手法とすることについて検討したい。
(6) 地域の生物多様性の保全について	資料3の前回指摘事項に対する考え方において、地域の生物多様性の保全については、個別の事案ごとに審査することが適当とされているが、地域の生物多様性に配慮するよう環境影響評価指針に規定すべき。 また、「動物」や「植物」について、重要な種でない普通種についても着目する必要がある。	愛知県では、代償ミティゲーションの仕組み作りの中で、生態系ネットワークに係る評価についても専門家に意見を聴きながら検討しており、今後、ある程度の実績を積み重ねた段階で、環境影響評価の評価手法とすることについて検討したい。